

北海道公報

規 則 目 次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (保健予防課) 二八

○北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則 (資源管理課) 三〇

告 示

○一般競争入札の実施 (統計課) 三〇

○一般廃棄物処理施設の設置に係る許可申請の内容の概要等 (廃棄物対策課) 三一

○生活保護法による介護機関の指定 (保護課) 三一

○生活保護法による指定介護機関等の変更(廃止、休止)の届出 (保護課) 三三

○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出(二件) (地域産業課) 三三

○大規模小売店舗立地法第六条第二項(変更)の届出 (地域産業課) 三六

○一般競争入札の実施 (農政課) 三七

○土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 三八

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可 (土地改良指導課) 三八

○土地改良事業の工事の完了の届出 (土地改良指導課) 三八

○平成十四年度家畜商講習会の開催 (酪農畜産課) 三八

○家畜伝染病検査の命令 (酪農畜産課) 三九

○道路の区域の変更 (道路整備課) 四一

○道路の供用の開始 (道路整備課) 四一

○道路の区域の変更及び供用の開始(三件) (道路整備課) 四一

○公有水面の埋立ての免許 (砂防災害課) 四二

○都市計画の案の縦覧 (都市計画課) 四四

○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 四四

○環境影響評価準備書の縦覧 (都市計画課) 四五

○環境影響評価準備書の説明会の開催 (都市計画課) 四五

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の一部改正 (物品管理課) 四五

○収去飼料の試験結果の概要 (酪農畜産課) 四六

○海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (資源管理課) 四七

○北海道地方労働委員会の使用者委員の候補者の推薦 (労政福祉課) 四七

公 告

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (資源管理課) 四七

支庁告示

○道教育庁檜山教育局告示 (資源管理課) 四七

○一般競争入札の実施 (資源管理課) 四七

○道人事委員会規則 (資源管理課) 四七

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等に関する告示 (資源管理課) 四七

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (資源管理課) 四七

公布された規則のあらまし

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第七十五号)

一 趣旨及び内容

精神障害者の通院医療費の公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の交付に係る医師の診断書の様式を改めることとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年八月一日から施行することとした。

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則(規則第七十六号)

一 趣旨

北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「道計画」という。)の変更に伴い、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 道計画の変更に伴い、採捕数量等の報告の方法に関する海域区分について改めることとした(第四条関係)。

2 道計画の変更に伴い、従前の様式を改めることとした(別記様式関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則七一〇二七)

一 趣旨及び内容
 降格した職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る給料月額について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした（第二十二條第六項関係）。

二 施行期日
 この規則は、公布の日から施行するものとす。

規則

別記第11号様式（第10条関係）

診 断 書 （通院医療費公費負担用）

氏名	住所	年 月 日 生 (歳)	男・女
① 病 名 (ICDカテゴリー欄には、F00～F99及びG40～G47の範囲のものを記入してください。)			
(1) 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()			
(2) 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()			
(3) 身体合併症			
② 発病から現在までの病歴 推定発病年月： 年 月 ころ 精神科受診歴等			
③ 現在の病状、状態像等（該当する項目を、て囲んでください。）			
(1) 抑うつ状態			
1 思考・運動抑制	2 刺激性・興奮	3 憂うつ気分	4 その他 ()
(2) そう状態			
1 行為心迫	2 多弁	3 感情高揚・刺激性	4 その他 ()
(3) 幻覚妄想状態			
1 幻覚	2 妄想	3 その他 ()	4 その他 ()
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態			
1 興奮	2 昏迷	3 拒絶	4 その他 ()
(5) 分裂病等残遺状態			
1 自閉	2 感情鈍麻	3 意欲の減退	4 その他 ()
(6) 情動及び行動の障害			
1 爆発性	2 暴力・衝動行為	3 多動	4 食行動の異常
(7) 不安及び不穩			
1 強度の不安・恐怖感	2 強迫体験	3 その他 ()	5 その他 ()
(8) けいれん及び意識障害			
1 けいれん	2 意識障害	3 その他 ()	4 その他 ()
(9) 精神作用物質の乱用及び依存			
1 アルコール	2 覚せい剤	3 有機溶剤	4 その他 ()
(10) 知能障害			
1 知能障害 (精神遲滞)	ア 軽度	イ 中等度	ウ 重度
2 痴呆			

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月五日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第七十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十四年北海道規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

別記第十一号様式を次のように改める。

④ ③の病状、状態像等の具体的程度、症状等（該当する項目の に 印を付け、空欄に必要事項を記入してください。）	その病状、状態像等が精神病、あるいはそれと同等の病態にあり、持続するか、あるいは消長を繰り返す。精神作用物質の乱用又は依存からの脱却のため、通院医療を自ら希望している。上記のいずれにも該当しない。
⑤ 現在の治療内容	(1) 投薬内容（通院医療費公費負担の対象となると考えられるものについて記入してください。）
(2) 精神療法等	
(3) 訪問看護指示の有無	(有 ・ 無)
⑥ 今後の治療方針（該当する項目の に 印を付け、空欄に必要事項を記入してください。）	継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする。 上記に該当しない。
⑦ 現在の精神保健福祉サービスの利用状況（社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等）	
⑧ 備考	
年 月 日	医師氏名（自署又は記名押印）
医療機関所在地 名称 電話番号	整理番号

別記第23号様式 (第17条関係)

診 断 書 (精神障害者保健福祉手帳用)

氏 名	年 月 日 生 (歳)	男・女		
住 所				
① 病 名 (「ICDカテゴリー」欄には、F00～F99及びG40～G47の範囲のものを記入してください。)	ICDカテゴリー ()			
(1) 主たる精神障害	ICDカテゴリー ()			
(2) 従たる精神障害	ICDカテゴリー ()			
(3) 身体合併症				
② 発病から現在までの病歴	推奨発病年月： 年 月 ころ			
初診年月日： 年 月 日	(精神障害を主訴として初めて医療機関を受診した日について、診療録で確認するか、又は本人若しくは家族の申立てに基づき記入してください。)			
精神科受診歴等				
③ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を で囲んでください。)				
(1) 抑うつ状態	1 思考・運動抑制	2 刺激性・興奮	3 憂うつ気分	4 その他 ()
(2) そう状態	1 行為心迫	2 多弁	3 感情高揚・刺激性	4 その他 ()
(3) 幻覚妄想状態	1 幻覚	2 妄想	3 その他 ()	4 その他 ()
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態	1 興奮	2 昏迷	3 拒絶	4 その他 ()
(5) 分裂病等残遺状態	1 自閉	2 感情鈍麻	3 意欲の減退	4 その他 ()
(6) 情動及び行動の障害	1 爆発性	2 暴力・衝動行為	3 多動	4 食行動の異常
(7) 不安及び不穏	1 強度の不安・恐怖感	2 強迫体験	3 その他 ()	4 その他 ()
(8) けいれん及び意識障害	1 けいれん	2 意識障害	3 その他 ()	4 その他 ()
(9) 精神作用物質の乱用及び依存	1 アルコール	2 覚せい剤	3 有機溶剤	4 その他 ()
(10) 知能障害	1 知的障害 (精神遅滞)	ア 軽度	イ 中等度	ウ 重度
2 痴呆				
④ ③の病状、状態像等の具体的程度、症状等				

⑤ 生活能力の状態 (保護的環境でなく、例えばパート等で単身生活を行った場合を想定して判定してください。)	
1 現在の生活環境 (入院・入所 (施設名) ・在宅・その他 ())	
2 日常生活能力の判定 (該当する項目を一つ で囲んでください。)	
(1) 適切な食事摂取	自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
(2) 身辺の清潔保持	自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
(3) 金銭管理と買物	適切にできる・適切にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
(4) 通院と服薬 (要・不要)	適切にできる・適切にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
(5) 他人との意思伝達・対人関係	適切にできる・適切にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
(6) 身辺の安全保持・危機対応	適切にできる・適切にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
(7) 社会的手続や公共施設の利用	適切にできる・適切にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加	適切にできる・適切にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
3 日常生活能力の程度 (該当する番号を一つ で囲んでください。)	
(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。	
(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。	
(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。	
(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。	
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。	
⑥ 現在の精神保健福祉サービスの利用状況 (社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等)	
⑦ 備考	
年 月 日	医師氏名 (自署又は記名押印)
医療機関所在地 名称 番号	精神保健指定医 精神障害の診断又は治療に従事する医師 その他の医師 (該当する項目の に 印を付けてください。)
電話番号	整理番号

- 附則**
- この規則は、平成十四年八月一日から施行する。
 - この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合において、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間使用することを妨げない。

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年七月五日

北海道知事 堀 豊 也

北海道規則第七十六号

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則（平成八年北海道規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「東経百五十二度」を「東経百五十二度五十九分四十六秒」及び「東経百三十度」を「東経百二十九度五十九分五十二秒」に改める。

第五十二条の二「東経153度」を「東経152度59分46秒」に改める。

第五十二条の三「東経130度」を「東経129度59分52秒」及び「東経153度」を「東経152度59分46秒」に改める。

第五十二条の四「東経153度」を「東経152度59分46秒」に改める。

第五十二条の五「東経130度」を「東経129度59分52秒」及び「東経153度」を「東経152度59分46秒」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合において、この規則による改正後の北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の規定にかかわらず、前条の間使用することを妨げない。

指 示

北海道告示第1149号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成十四年七月五日

北海道知事 堀 豊 也

1 入札に付する事項

- 調達（単価契約）をする物品等の名称及び数量
- 調達をする物品等の名称
タオルハンカチ2枚組（タオル用ポリエチレン袋入）
- 調達をする物品等の調達予定数量
14,072個

(2) 調達をする物品等の仕様等

素材 綿 100%
糸使い パイル糸 16番手単糸（靱架紡績T S製（国産）又は日本紡績協会員の会社が日本国内で製造した同等品とする。以下同じ。）
縦糸 20番手単糸
横糸 20番手単糸
サイズ 約250mm×250mm±3%
柄 なし
染色 草木による本手染め（機械染め不可）
その他 インド藍（青色）及び西洋アカネ（小豆色）又は同系色
財団法人日本環境協会の「無漂白タオル」（エコマーク）の認定を受けること。
国産であること。

- 契約期間 契約締結の日から平成十四年10月31日まで
- 納入場所 北海道総合企画部統計課
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課

4 入札説明書の交付に関する事項

- 交付場所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道総合企画部統計課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694
- 交付期間 平成十四年七月五日（金）から15日（月）までの間
- 交付方法 (1)の場所で交付する。

5 入札執行の場所及び日時

北海道告示第1150号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設設置許可申請があった。
 なお、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。
 平成14年7月5日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

- (1) 申請年月日 平成14年6月20日
- (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
 常呂郡留辺蘂町字富岡177番地1
 株式会社ルベシユベ・ピーエフアイ 代表取締役社長 小野澤 潔
- (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
 常呂郡留辺蘂町字富岡177番地1、178番地1、178番地2
- (4) 一般廃棄物処理施設の種類の
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
 第5条第2項（最終処分場）
- (5) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
 不燃ごみ、資源ごみ残渣、粗大ごみ残渣、焼却残渣、溶融スラグ、溶融飛灰の薬剤処理物

2 法第8条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

- (1) 縦覧の場所及び時間
 ア 北海道網走支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで
 イ 留辺蘂町住民課 午前9時から午後5時まで
- (2) 縦覧の期間
 平成14年7月5日から8月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

3 意見書の提出

- (1) この一般廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに一般廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 093 - 8585 網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁地域政策部環境生活課）に平成14年8月19日（月）までに到着するように提出すること。

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
 北海道庁別館11階共用会議室
- (2) 入 札 日 時 平成14年7月19日（金）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 郵便等による入札
 郵便等による入札は認めない。
- 7 落札者の決定方法
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 契約書作成の要否
 要
- 9 入札申込書の提出
 入札参加希望者は、次により所定の入札申込書を提出すること。
- (1) 提出 期 限 平成14年7月15日（月）
- (2) 提出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
 北海道総合企画部統計課
- 10 そ の 他
 (1) 開札のときにおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）を記載すること。
 なお、当該消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算するものとする（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道総合企画部統計課
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

第 1367 号

報 告 公 報

北海道告示第1151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

名 称 又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
株式会社コムスン釧路 愛国ケアセンター	訪問介護	釧路市愛国東3丁目1-3 今野マシヨンA・B	平成14.6.1
株式会社コムスン釧路 愛国ケアセンター	訪問入浴 介護	釧路市愛国東3丁目1-3 今野マシヨンA・B	同
町立和寒病院指定居宅 介護支援事業所	居宅介護 援	和寒町字西町111番地	同 14.4.1
岩内協会病院指定居宅 介護支援事業所	居宅介護 援	岩内町字高台290番2	同 14.6.1
社会福祉法人北海道社会事業協会	訪問看護	同	同
社会福祉法人北海道社会事業協会	居宅療養 管理指導	同	同
愛別デイサービスセンター	居宅介護 援	愛別町字北町298番地1	同 14.4.1
愛別デイサービスセンター	支 通所介護	同	同
J1北海道厚生連美深地域訪問看護ステーション「きたいつしよ」	居宅介護 援	美深町字東1条南3丁目3番地	同
栗山町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	居宅介護 援	栗山町朝日4丁目9番地36	同 14.6.1
生田原町指定居宅介護 支援事業所	居宅介護 援	生田原町字生田原339番地1	同 12.4.1
秩父別町指定居宅介護 支援事業所	居宅介護 援	秩父別町4101番地	同 14.3.6
国民健康保険剣淵町立 診療所	訪問看護	剣淵町字北剣淵兵村1565番地の25	同 14.4.1
国民健康保険剣淵町立 診療所	居宅療養 管理指導	剣淵町字北剣淵兵村1565番地の25	同
グルーブホームみのり	痴呆対応 型共同生活介護	小樽市緑1丁目16番14号	同 14.5.20

合資会社富川グロリア ホーム指定痴呆対応型 共同生活介護事業所 「富川ヒカルホーム」	痴呆対応 型共同生活介護	門別町富川南4丁目2番49号	同 14.6.1
合資会社富川グロリア ホーム指定痴呆対応型 共同生活介護事業所 「西の家」	痴呆対応 型共同生活介護	門別町富川西2丁目9番13号	同
穂別町高齢者グループ ホーム「みのり」	痴呆対応 型共同生活介護	穂別町字穂別106番地28	同 14.4.1
穂別町居宅介護支援 事業所	居宅介護 支 援	同	同 12.4.1
愛ケアサポート指定福 祉用具貸与事業所	福祉用具 貸与	小樽市稲穂5丁目20番2号	同 14.5.1
有限会社アルキミア	福祉用具 貸与	鷹栖町18線11号5番地	同 14.4.1
株式会社立岩商事	福祉用具 貸与	上川町新町140番地	同
空知福祉サービス	福祉用具 貸与	砂川市空知太東4条4丁目3番8号	同 14.6.1
有限会社ユモト	福祉用具 貸与	佐呂間町字永代町86番地の1	同 14.4.30
ワタキョーゾジタ薬局 新栄店	居宅療養 管理指導	釧路市新栄町20番6号	同 13.12.1
渡 部 薬 局	居宅療養 管理指導	和寒町字北町18番地	同 14.4.1
マツモト調剤薬局	居宅療養 管理指導	和寒町字西町196-13	同
林 薬 局	居宅療養 管理指導	下川町幸町107	同
デイサービスセンター ぶらいむ	通所介護	江別市中央町24番地の1	同 14.6.1
リハビリデイセンター 中川町社会福祉協議会 特別養護老人ホーム 心苑	同	白老町字竹浦132番地 中川町字中川523番地2	同 14.3.1 同 14.4.1
上 田 病 院	短期入所 療養介護	室蘭市東町2丁目24番6号	同 12.4.1

医療法人社団上田病院 通所リハ 室蘭市東町2丁目24番6号 平成14. 3. 1
 通所リハビリテーション ショーン ショーン

北海道告示第1152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容
名寄市居宅介護支援事業所	居宅介護支援 (変更前) 地 (変更後)	名寄市西7条南7丁目1番地 名寄市大通南1丁目1番地 (変更後)	平成14. 4. 1 変更・所在地
稚内北地区居宅介護支援センター	居宅介護支援	稚内市宝来4丁目2番4号	平成13. 9. 28 休止
愛別町デイサービスセンター	通所介護	愛別町字北町298番地の1	同 14. 3. 31 廃止
愛別町デイサービスセンター	居宅介護支援	同	同
神恵内村訪問介護事業所	訪問介護	神恵内村大字神恵内村81番地の4	同
岩内協会病院指定居宅介護支援事業所	訪問看護	岩内町字栄170番地	同 14. 5. 31
岩内協会病院指定居宅介護支援事業所	居宅療養管理指導	同	同
岩内協会病院指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	同	同
中川町立特別養護老人ホーム一心苑	短期入所生活介護	中川町字中川523番地2	同 14. 3. 31
中川町立特別養護老人ホーム一心苑	介護老人福祉施設	同	同

北海道告示第1153号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年11月5日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着することができると提出することができる。

平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ゼビオ株式会社 代表取締役社長 諸橋 延蔵
 福島県郡山市朝日3丁目7番35号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ドン・キホーテ旭川店
 旭川市永山3条4丁目1番3号

(3) 変更しようとする事項
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 (変更前) 午後8時
 (変更後) 午前5時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時から午後8時30分まで
 (変更後) 午前9時から午前5時30分まで

(4) 変更する年月日
 平成14年7月13日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田 隆夫
 東京都江戸川区北葛西4-14-1

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,645m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数
 118台

(イ) 駐輪場の収容台数
 11台

(ウ) 荷さばき施設の面積

第 1379 号

報 豊 田 公 報

<p>(E) 廃棄物等の保管施設の容量 78m³ 15m³</p> <p>工 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前10時</p> <p>(イ) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所</p> <p>(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後7時まで</p> <p>2 届出年月日 平成14年6月25日</p> <p>3 届出書等の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課 北海道上川支庁商工労働観光課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成14年7月5日(金)から11月5日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>(3) 縦覧時間 午前9時から午後5時15分まで</p> <p>北海道告示第1154号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。 なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年11月5日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。 平成14年7月5日</p> <p>1 届出事項の概要 北海道知事 堀 達 也</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社サンワザ 代表取締役 井山 秀利 苫小牧市表町6丁目2番1号</p>	
<p>(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンワザビル 苫小牧市表町6丁目2番1号</p> <p>(3) 変更しようとする事項 ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (ア) 駐車場の位置 届出書添付図面「周辺見取り図」及び「建物・施設配置図」に表示</p> <p>(イ) 駐車場の収容台数 (変更前) 861台 (変更後) 800台</p> <p>イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 開店時刻 午前10時(ただし、株式会社ダイエーのみ年間37日午前9時) 閉店時刻 午後8時(ただし、年間180日午後9時) (変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時</p> <p>(イ) 駐車場の自動車の出入口の数 (変更前) 出入口2か所 出入口1か所 入口1か所 (変更後) 出入口1か所 出口1か所 入口1か所</p> <p>(4) 変更する年月日 (3)-ア 平成15年2月13日 (3)-イ 平成14年6月14日</p> <p>(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p>	

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ダイエー	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1	代表取締役 高木 邦夫
株式会社蚊野時計店	静岡県吉野一丁目1番42	代表取締役 蚊野 好男
株式会社つつみ	室蘭市和利別町三丁目10番3	代表取締役 堤 隆
株式会社リオチェーン	名古屋市中区平和一丁目1番20	代表取締役 横山 卓幸
フランスハットトレーディング株式会社	東京都新宿区百人町一丁目21番5	代表取締役 池田 茂
株式会社丸唎カンガル一室	千葉市中央区中央四丁目3番5	代表取締役 田島 邦夫
株式会社サンブラザ	苫小牧市表町六丁目2番1	代表取締役 井山 秀利
株式会社赤松	旭川市3条通り八丁目	代表取締役 高木 敏伸
有限会社リリー	苫小牧市表町六丁目2番1	代表取締役 新見 正好
有限会社サンブラザ薬品	苫小牧市王子町三丁目2番20	代表取締役 藤井 朝夫
株式会社チユチュアンナ	大阪市阿倍野区天王寺町二丁目3番1	代表取締役 上田 利昭
株式会社三星	苫小牧市糸井141番	代表取締役 小林 正三
株式会社丸紅衣料	苫小牧市見山町二丁目3番1	代表取締役 北村 武洋
ながやま株式会社	苫小牧市表町1番3	代表取締役 長山 義正
株式会社キング	東京都品川区西五反田二丁目14番9	代表取締役 山田 幸雄
有限会社フクヤ	苫小牧市錦町二丁目4番12	代表取締役 八若 博明
エスナール株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2 TOCT15F	代表取締役 丸山 朝
有限会社青山	苫小牧市豊川町三丁目21番12	代表取締役 青山 猛
株式会社丸竹竹本	苫小牧市錦町二丁目4番7	代表取締役 竹本 清市

株式会社ウイングロード	東京都千代田区東神田三丁目6番5根岸ビル4F	代表取締役 鈴木 敏郎
日登美株式会社	大阪市天王寺区上汐六丁目3番23	代表取締役 関 雅文
有限会社タイブレイク	苫小牧市表町六丁目2番1	代表取締役 岩村 公義
山 田 猛 雄	札幌市西区24軒1条四丁目1番10	山田 猛雄
株式会社さが美	横浜市港区下永谷六丁目2番11	代表取締役 石田 敏彦
有限会社レディーンズシヨップペレヤ	苫小牧市王子町一丁目1番17	代表取締役 北川 利彦
有限会社晃商	苫小牧市表町六丁目2番1	代表取締役 工藤 博晃
株式会社千鳥屋板谷商店	苫小牧市錦町二丁目1番3	代表取締役 板谷 剛
井 上 節 子	札幌市豊平区西岡5条1丁目	井上 節子
有限会社ソチライアンスービス	札幌市厚別区大谷地東三丁目2番1	代表取締役 竹田 尚泰
株式会社ベルカデア	大阪市西区新町一丁目33番20	代表取締役 辰野 勇
株式会社グイレッツグアンガード・コーポレーション	愛知県愛知郡長久手町長配22番1313	代表取締役 菊地 敬一
ジヨイサンズスタイルズカナダ株式会社	札幌市中央区大通り東九丁目	代表取締役 ジョーン カイトリー
株式会社和歌	伊達市梅本町38番	代表取締役 和歌 宏充
株式会社サラブランド	東京都目黒区駒場四丁目7番4	代表取締役 高木 忠晴
株式会社ツクメイトまるぜん	室蘭市母恋北町二丁目4番11	代表取締役 高橋 謙一
有限会社ピアニス	小樽市堺町6番11号	代表取締役 橋本 匡弘
有限会社ピイ倶楽部	札幌市北区北19条西五丁目	代表取締役 関 辰雄

第 1379 号

報 奨 公 司

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

21,507m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の収容台数

30台

(イ) 荷さばき施設の面積

237m²

(ウ) 廃棄物等の保管施設の容量

99m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 来客が駐車場を利用できる時間

駅前駐車場 午前0時から午後12時

サンアラパーク 午前8時から午後9時30分

王子不動産駐車場 午前8時から午後8時

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成14年6月13日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道胆振支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年7月5日(金)から11月5日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1155号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年11月5日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年7月5日

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーオーケーセンター音更店
河東郡音更町木野大通西17丁目1番4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オーケー 代表取締役 藤本 典成

河東郡音更町木野大通西17丁目1番4

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 者 名	開店時刻	閉店時刻
株式会社オーケー	午前10時	午後9時
株式会社北海道ヤマキ	午前9時	午後9時
株式会社ニューステツア	午前10時	午後9時
ハラデンキ株式会社	午前10時	午後9時
日本トイザらス株式会社	午前10時	午後9時

(変更後)

小 売 業 者 名	開店時刻	閉店時刻
株式会社オーケー	午前9時	午後9時
株式会社北海道ヤマキ	午前9時	午後9時
株式会社ニューステツア	午前9時	午後9時
ハラデンキ株式会社	午前9時	午後9時
日本トイザらス株式会社	午前9時	午後9時

(4) 変更する年月日

平成14年6月30日

(5) 変更する理由

営業政策の変更のため

- 2 届出年月日
平成14年6月24日
- 3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道十勝支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成14年7月5日(金)から11月5日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1156号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施をする。

平成14年7月5日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ8台(1月当たりの単価)
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年8月1日
- (4) 契 約 期 間 平成14年8月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範
囲内で、平成18年7月31日を限度に当該契約期間を延長すること
が有り得る。
- (5) 納 入 場 所 北海道農政課

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃借の
資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政課総務・調整グループ

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁 本庁舎7階 農政課大会議室
- (2) 入 札 日 時 平成14年7月17日(水) 午後1時20分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政課総務・調整グループ

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で作成する。

7 郵便又は電報による入札 認めないものとする。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第
1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1
月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成14年7月15日(月)
- (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政課総務・調整グループ

11 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各
号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す
る額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の
105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業
者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道農政課総務・調整グループ

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 119
 (4) この入札の執行は、公開する。
 (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年6月25日、厚真町土地改良区の定款の変更を認可した。
 平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。
 平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

土地改良区名	施設名	管理規程	概要
石狩高富	第6頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	
同	第7頭首工	同	
同	五の沢ダム	同	
同	高富ダム	同	

北海道告示第1159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。
 平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
神竜土地改良区	一已西	災害復旧（農業用施設）	平成13.11.22
同	一已東1	同	同 13.11.5
同	一已東2	同	同 13.11.2
同	深川	同	同 14.3.18
同	市川	同	同 14.3.20
同	内園2	同	同 14.2.28
同	内納	同	同 14.2.28

北海道告示第1160号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による平成14年度家畜講習会を次のとおり開催する。
 平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

1 講習会開催の日時及び場所
 (1) 日 時 平成14年10月3日（木）及び4日（金）の午前9時から午後5時まで
 (2) 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 地下1階 大会議室

美滝	川	市	平成14年8月19日から9月13日まで	清	里	町	同
芦	別	市		小	水	町	同
幌	加	市		端	野	町	同
深	内	市		訓	府	町	同
旭	川	市	8月12日から9月13日まで	置	戸	町	同
東	川	市		留	邊	町	同
比	神	町		佐	呂	町	同
美	布	町		常	原	町	同
士	瑛	市		生	布	町	同
名	別	市		遠	瀨	町	同
和	寄	町		丸	瀨	村	同
剣	寒	町		上	布	町	同
朝	淵	町		湧	別	町	同
風	日	町		白	湧	町	同
下	連	町		上	別	町	同
美	川	町		瀨	上	町	同
音	深	町		興	部	町	同
中	子	町		武	武	町	同
富	府	市		見	見	市	同
上	川	市	8月1日から9月6日まで	走	別	市	同
留	良	市		別	浦	町	同
增	野	町		翁	警	町	同
小	野	町		來	來	町	同
羽	萌	町		分	分	町	同
遠	毛	町		真	真	町	同
幌	平	町		別	別	市	同
歌	前	町		達	達	市	同
豐	幌	町		小	小	町	同
東	延	町	8月12日から9月6日まで	内	内	町	同
女	登	町		石	石	町	同
美	富	町		河	河	町	同
津	藻	町	8月5日から9月13日まで	更	更	町	同
斜	滿	町		幌	幌	町	同
	幌	町				町	
	別	町				町	
	里	町				町	

鹿追町 平成14年8月12日から9月6日まで

新得町 同

清水室別樹別町 同

大幕豊本足陸帯別寄別町 同

更別町 同

別町 同

大幕別町 同

豊本足陸帯別寄別町 同

本足陸帯別寄別町 同

足陸帯別寄別町 同

陸帯別寄別町 同

帯別寄別町 同

別寄別町 同

寄別町 同

別町 同

大幕別町 同

更別町 同

別町 同

8月5日から9月13日まで

8月12日から9月27日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。

(2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成10年10月22日10畜A第1987号農林水産省畜産局長通知）の方法による。

北海道告示第1162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

1 道路の種類 道道

2 路線名 美深雄武線

3 道路の区域

区

間

変更前後の別

敷地の幅員

延長

国道等との重複区間

紋別郡雄武町字上幌内218番地先から紋別郡雄武町字上幌内630番地先まで

前

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

後

北海道告示第1163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

路線名

供用開始の期日

北海道知事

堀 達也

供用開始の期日

平成14.7.5

北海道知事

堀 達也

供用開始の期日

平成14年7月5日

北海道知事

堀 達也

供用開始の期日

平成14年7月5日

北海道知事

第 1379 号

3 道路の区域	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国 道 等 と の 重 複 区 間
北海道告示第1165号	虻田郡二セコ町字本 通121番3地先から 虻田郡二セコ町字本 通124番1地先まで	前	18.00mから 39.00mまで	1,096.00m	一般国道5号にお ける55.50mの間
		前	17.00mから 52.00mまで	1,160.00m	一般国道5号にお ける22.50mの間
		前	18.00mから 52.00mまで	1,101.50m	一般国道5号にお ける55.50mの間
北海道告示第1165号	虻田郡二セコ町字本 通121番3地先から 虻田郡二セコ町字本 通124番1地先まで	後	18.00mから 39.00mまで	1,096.00m	一般国道5号にお ける55.50mの間
		後	17.00mから 52.00mまで	1,160.00m	一般国道5号にお ける22.50mの間
		後	18.00mから 52.00mまで	1,101.50m	一般国道5号にお ける55.50mの間

北海道告示第1165号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年7月5日

1 道路の種類	道路	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国 道 等 と の 重 複 区 間
北海道告示第1166号	上川郡和寒町字菊野882番6地 先から上川郡和寒町字菊野882 番12地先まで	前	20.50mから 23.00mまで	55.00m	—
		前	26.50mから 28.00mまで	55.00m	—
		後	26.50mから 28.00mまで	55.00m	—

1 道路の種類	道路	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国 道 等 と の 重 複 区 間
北海道告示第1167号	北見市東陵町111番2地先 から北見市東陵町140番144 地先まで	前	8.00mから 14.40mまで	1,217.40m	—
		後	8.00mから 14.40mまで	1,217.40m	—
		前	10.90mから 41.00mまで	1,152.40m	—
北海道告示第1167号	北見市東陵町111番2地先 から北見市東陵町188番16 地先まで	後	10.90mから 42.00mまで	1,150.00m	—
		前	18.00mから 61.80mまで	1,150.59m	—
		後	18.00mから 86.00mまで	1,150.59m	—
北海道告示第1167号	北見市東陵町111番2地先 から北見市東陵町188番16 地先まで	前	8.00mから 17.40mまで	1,168.92m	—
		後	8.00mから 17.40mまで	1,168.92m	—
		前	8.00mから 17.40mまで	1,168.92m	—

北海道告示第1167号
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。
 平成14年7月5日

1(1) 免 許 年 月 日 平成14年6月27日 北海道知事 堀 達 也

(2) 免 許 を 受 け た 者 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目
 ア 名 称 北海道知事 堀 達 也
 イ 住 所 北海道知事 堀 達 也
 ウ 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達 也

(3) 埋 立 区 域

ア 位 置 域	松前郡松前町字神山2番及び2番2地先の公有水面 次のK・1の地点からK・14の地点までを順次に結んだ線及びK・1の地点とK・14の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の結果を使用)	C 8 の地点 C 9 の地点 C 10 の地点	C 7 の地点から方向角168度04分52秒の方向103.63mの地点 C 8 の地点から方向角255度50分10秒の方向10.23mの地点 C 9 の地点から方向角167度55分16秒の方向77.82mの地点 5,606.44m ² 漁港施設用地
K . 1 の地点	漁港原点 (北緯41度36分16秒7948、東経139度59分12秒0738 X = -266,005.810、Y = -21,945.349) から方向角170度14分48秒の方向75.96mの地点	(5) 埋立地の用途	平成14年6月27日
K . 2 の地点	K . 1 の地点から方向角347度55分14秒の方向72.57mの地点	2(1) 免許年月日	平成14年6月27日
K . 3 の地点	K . 2 の地点から方向角255度37分34秒の方向19.66mの地点	(2) 免許を受けた者	北海道
K . 4 の地点	K . 3 の地点から方向角345度50分54秒の方向6.62mの地点	ア 名 称	札幌市中央区北3条西6丁目
K . 5 の地点	K . 4 の地点から方向角75度51分06秒の方向8.80mの地点	イ 住 所	北海道知事 堀 達也
K . 6 の地点	K . 5 の地点から方向角345度50分53秒の方向85.73mの地点	ウ 代表者の氏名	檜山郡上ノ国町字小砂子40番及び282番1地先の公有水面
K . 7 の地点	K . 6 の地点から方向角255度38分17秒の方向12.80mの地点	(3) 埋立区域	檜山郡上ノ国町字小砂子40番及び282番1地先の公有水面
K . 8 の地点	K . 7 の地点から方向角345度49分54秒の方向6.30mの地点	ア 位 置 域	区域A
K . 9 の地点	K . 8 の地点から方向角75度46分27秒の方向29.80mの地点	イ 区 域	区域A
K . 10 の地点	K . 9 の地点から方向角165度49分58秒の方向6.24mの地点	①の地点	次の①の地点から③の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と③の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 小砂子漁港原点 (北緯41度38分48秒9634、東経140度00分09秒3298、X = -261,316.056、Y = -20,606.356) から方向角273度12分03秒の方向34.54mの地点
K . 11 の地点	K . 10 の地点から方向角168度55分38秒の方向67.38mの地点	②の地点	①の地点から方向角329度02分19秒の方向25.50mの地点
K . 12 の地点	K . 11 の地点から方向角165度16分36秒の方向20.00mの地点	③の地点	②の地点から方向角208度46分07秒の方向9.49mの地点
K . 13 の地点	K . 12 の地点から方向角255度52分13秒の方向1.05mの地点	④の地点	次の④の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と②の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 小砂子漁港原点 (北緯41度38分48秒9634、東経140度00分09秒3298、X = -261,316.056、Y = -20,606.356) から方向角301度49分46秒の方向62.51mの地点
K . 14 の地点	K . 13 の地点から方向角167度55分14秒の方向77.66mの地点	⑤の地点	④の地点から方向角329度02分17秒の方向49.00mの地点
ウ 面 積	1,709.41m ²	⑥の地点	⑤の地点から方向角59度02分20秒の方向85.00mの地点
ア 位 置 域	(4) 埋立てに関する工事の施行区域 松前郡松前町字神山2番及び2番2地先並びに2番及び2番2次のC・1の地点からC・10の地点までを順次に結んだ線及びC・1の地点とC・10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の結果を使用)	⑦の地点	⑥の地点から方向角329度02分31秒の方向10.20mの地点
イ 区 域	C 1 の地点	⑧の地点	⑦の地点から方向角239度02分32秒の方向30.00mの地点
C 1 の地点	漁港原点 (北緯41度36分16秒7948、東経139度59分12秒0738 X = -266,005.810、Y = -21,945.349) から方向角173度37分29秒の方向81.32mの地点	⑨の地点	⑧の地点から方向角329度00分24秒の方向3.00mの地点
C 2 の地点	C 1 の地点から方向角347度55分14秒の方向72.39mの地点	⑩の地点	⑨の地点から方向角239度02分12秒の方向66.46mの地点
C 3 の地点	C 2 の地点から方向角255度37分48秒の方向19.48mの地点	⑪の地点	⑩の地点から方向角174度49分11秒の方向12.87mの地点
C 4 の地点	C 3 の地点から方向角345度51分06秒の方向79.13mの地点	⑫の地点	⑪の地点から方向角156度6分11秒の方向7.74mの地点
C 5 の地点	C 4 の地点から方向角255度48分39秒の方向3.99mの地点	⑬の地点	⑫の地点から方向角184度05分32秒の方向8.47mの地点
C 6 の地点	C 5 の地点から方向角345度49分45秒の方向29.50mの地点		
C 7 の地点	C 6 の地点から方向角75度46分28秒の方向49.45mの地点		

第 1 3 7 9 号

ウ	面	積	区域 A 104.52㎡ 区域 B 3,913.25㎡ 計 4,017.77㎡ (海浜地盛土 262.20㎡)
イ	区	域	イの地点 小砂子漁港原点 (北緯41度38分48秒9634、東経140度00分09秒3298、X = -261.316.056、Y = -20.606.356) から方向角273度13分42秒の方向32.74mの地点
ア	位	置	(4) 埋立てに関する工事の施行区域 檜山郡上ノ国町字小砂子40番及び282番 1 地先並びに39番 2 及び 282番 1
イ	区	域	次のイの地点からカの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とカの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 イの地点 口の地点 ハの地点 ニの地点 ホの地点 ヘの地点 トの地点 チの地点 リの地点 ヌの地点 ルの地点 ヲの地点 カの地点

ウ	面	積	15,030.13㎡
(5)	埋	立	地の用途 漁港施設用地
北海道告示第1168号			
都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第17条第 1 項の規定により、都市計画の案を次のとおり告示の日から 1 月間、一般の縦覧に供する。			
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 (郵便番号 060 - 8588) 北海道建設部都市計画課とする。			
平成14年 7 月 5 日			
ウ	面	積	北海道知事 堀 達 也
1	都市計画の種類	土地区画整理事業	北海道知事 堀 達 也
2	都市計画を定める土地の区域	帯広市稲田川西土地区画整理事業 帯広市稲田町基線、東 1 線、東 2 線の各一部及び川西町基線、東 1 線、西 1 線の各一部	北海道知事 堀 達 也
3	縦 覧 場 所	北海道建設部都市計画課、帯広市都市開発部都市計画課、帯広市市民部川西支所及び六正支所	北海道知事 堀 達 也
北海道告示第1169号			
都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から 1 月間、一般の縦覧に供する。			
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 (郵便番号 060 - 8588) 北海道建設部都市計画課とする。			
平成14年 7 月 5 日			
北海道知事 堀 達 也			
1	都市計画の種類	市街化区域及び市街化調整区域の区分	北海道知事 堀 達 也
2	都市計画を定める土地の区域	(1) 市街化区域に編入する土地の区域 帯広市稲田町基線、東 1 線、東 2 線の各一部及び川西町基線、東 1 線、西 1 線の各一部	北海道知事 堀 達 也
音更町緑陽台南区、木野西通 1 3 丁目、木野西通 1 4 丁目及び木野西通 1 5 丁目の各一部			

報 告 公 報

(2) 市街化調整区域に編入する土地の区域
なし

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

3 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、帯広市都市開発部都市計画課及び音更町企画部企画課

北海道告示第1170号

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第40条第1項の規定により、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)及びこれを要約した書類を次のとおり告示の日から1月間、一般の縦覧に供する。

なお、準備書について環境保全の見地からの意見を有する者は、書面により縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に意見書を提出することができる。
平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

1 都市計画決定権者の名称 北海道知事 堀 達也

2 事業者 帯広市稲田川西土地区画整理組合設立準備委員会
会長 有塚 利宣

3 種類 土地区画整理事業
北海道帯広市西2条南34丁目23-1

4 名称 帯広市稲田川西土地区画整理事業

5 事業実施区域 帯広市稲田町基線、東1線、東2線の各一部及び川西町基線、東1線、西1線の各一部

6 規模 約88ヘクタール

7 関係地域の範囲 帯広市

8 準備書の縦覧期間、場所及び時間

(1) 縦覧期間 平成14年7月5日(金)から8月5日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の休日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)

(2) 縦覧場所及び時間
北海道建設部都市計画課 午前9時から午後5時30分まで
帯広市都市開発部都市計画課 午前8時45分から午後5時15分まで
帯広市市民部川西支所及び大正支所 午前8時45分から午後5時15分まで

9 準備書に対する意見

準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

10 意見書の提出期限、提出先及び記載事項

(1) 提出期限 平成14年8月19日(月)
(2) 提出先 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部都市計画課

(3) 記載事項
ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 準備書の名称
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見
エ 意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

北海道告示第1171号

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第40条第1項の規定により、次のとおり環境影響評価準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催する。
平成14年7月5日

北海道知事 堀 達也

1 都市計画決定権者の名称 北海道知事 堀 達也

2 事業者 帯広市稲田川西土地区画整理組合設立準備委員会
会長 有塚 利宣

3 種類 土地区画整理事業
北海道帯広市西2条南34丁目23-1

4 名称 帯広市稲田川西土地区画整理事業

5 事業実施区域 帯広市稲田町基線、東1線、東2線の各一部及び川西町基線、東1線、西1線の各一部

6 規模 約88ヘクタール

7 関係地域の範囲 帯広市

8 説明会の開催日時及び場所

(1) 日 時 平成14年7月16日(火)午後6時30分から午後9時。
なお、午後6時から受付を行う。

(2) 場 所 帯広市西5条南7丁目
帯広市役所 水道棟3階大会議室

北海道告示第1172号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。
平成14年7月5日

2 売りさばき人の項 「室蘭信用金庫 昭和39. 6. 1 北海道知事 堀 達也
同 室蘭信用金庫東町支店 を閉る。
幌別支店」

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第6項の
規定により、平成13年10月から12月まで及び平成14年5月に検査した収去飼料の試験結果の
概要を次のとおり公表する。
平成14年7月5日

公 報

北海道知事 堀 達也

1 栄養成分に関する検査
製造事業場等の名称 収 去 場 所 飼 料 の 名 称 製 造 年 月 試 験 結 果 の 概 要 (%) 備 考
及び び 所 在 地

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	リン	粗繊維	粗灰分	備考
別海町 雪印種苗株式会社別海工場	別海町 雪印種苗株式会社別海工場	スノーホーゾ18	13. 1	18.1	2.2	0.71	0.62	4.4	5.2	
釧路市 雪印種苗株式会社釧路工場	釧路市 雪印種苗株式会社釧路工場	雪印配合飼料全畜連和牛肥育用名人	13.11	14.8	4.3	0.25	0.58	4.5	5.0	
北見市 北海道糖業株式会社北見製糖所	北見市 北海道糖業株式会社北見製糖所	ピートパルプペレット	13.11	10.1	-	-	-	13.8	7.2	
栗山町 北海精麦株式会社	栗山町 北海精麦株式会社	飼料用外国産大豆（皮つき）	13.12	10.1	-	-	-	3.6	2.2	
千歳市 新生飼料株式会社千歳工場	千歳市 新生飼料株式会社千歳工場	アミノファイト	14. 5	10.6	-	-	-	2.8	2.0	
千歳市 新生飼料株式会社千歳工場	千歳市 新生飼料株式会社千歳工場	アミノレイン	14. 5	10.1	-	-	-	3.0	2.4	

2 安全性に関する検査
収去年月日 飼料の種類 飼料の名称 製 造 年 月 形 態 収 去 場 所 原 材 容 量 (当該飼料の表示票等より転記) 試 験 結 果 特記事項

収去年月日	飼料の種類	飼料の名称	製造年月	形態	収去場所	原材料	容量	試験結果	特記事項
平成14. 5.24	発酵混合飼料	アースジェネター（牛用）	H14. 5	紙袋	株式会社アース技研音更工場（株式） 音更工場	米ぬか、とうふかす、ふすま、炭酸カルシウム、パチルス菌、乳酸菌、酵母	—	—	動物由来DNAは検出しなかった。
平成14. 5.29	乳用牛飼育用配合飼料	明治配合飼料道東18	H14. 5	タンク	明治飼糧株式会社道東支店（釧路飼料株式会社釧路工場）	とうもろこし、ライ麦、なたね油かす、大豆油かす、コーングルテンフアイード、スクリーニン、グアベレット、糖蜜、炭酸カルシウム、食塩	—	—	動物由来DNAは検出しなかった。

根室 平成14. 5.29 乳用牛飼育 用配合飼料 αキング18 H14. 5 タンク 株式会社丹波屋中 標準支店（中部飼 料株式会社北海道 工場）

加熱処理とうもろこし、とうもろこし、加熱処理大豆、(ライロ)、(ライ麦)、大豆油かす、なたね油かす、コーンゲルチンフアイード、(ふすま)、アルファルファミール、糖蜜、炭酸カルシウム、綿実、食塩、りん酸カルシウム、コーンシロップ、麦芽、酵母菌、乳酸菌、枯草菌、スレプトコッカス菌、麹菌 酵素抽出物

ビタミンA、ビタミンD3、ビタミンE、パントテン酸、ニコチン酸、コリン、硫酸鉄、硫酸銅、硫酸亜鉛、硫酸マンガン、硫酸コバルト、ヨウ素酸カルシウム

動物由来DNAは 検出しなかった。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成13年12月21日北海道公表）の一部を平成14年7月1日付けで変更したので、公表する。

（変更後の「北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」は、省略し、その内容を北海道水産林務部資源管理課及び各支庁経済部水産課（石狩支庁にあっては経済部水産室、上川及び空知支庁にあっては経済部林務課）に備え置いて縦覧に供する。）

平成14年7月5日 北海道知事 堀 達也

別記様式

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、北海道地方労働委員会の使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成14年7月5日 北海道知事 堀 達也

- 推薦資格を有する者及び推薦手続
 - 使用者委員候補者を推薦できる使用者団体は、北海道の区域内のみに組織を有し、労働問題を主要な業務として取り扱う使用者団体であること。
 - (1)の使用者団体が使用者委員候補者を推薦しようとするときは、別記様式の推薦書を提出すること。
- 被推薦資格を有する者

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4第1項に規定する委員の欠格条項に該当しない者であること。

- 推薦候補者の数 別段の制限はない。
- 推薦期間 平成14年7月5日（金）から11日（木）まで
- 推薦書の提出先 推薦書は、北海道経済部労政福祉課に提出すること。
- その他 不明の点については、北海道経済部労政福祉課に照会すること。

別記様式

推薦書

北海道知事 堀 達也 様

住 所（主たる事務所の所在地）

使用者団体名

代表者役職

氏 名

印

年 月 日

北海道地方労働委員会使用者委員の候補者として履歴書を添え、次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社（事業所）の所在地及び名称	所属会社（事業所）における地位	所属会社（事業所）の従業員数	加盟上級団体
-----	----	-------------------	-----------------	----------------	--------

第1379号

報

公

奨

報

北

備考 添付する履歴書には、学歴、職歴、賞罰、政党関係等を記載漏れのないよう詳細に記入すること。

収 入 部 長

北海道後志支庁告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年7月5日

北海道後志支庁長 浴 山 正 久

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

余市郡余市町黒川町403 - 1、405 - 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号
株式会社 しまむら
代表取締役 藤原秀次郎

3 開発許可年月日及び番号

平成14年3月14日 後建指第13 - 5号

興 隆 丘 豊 司 奨 報 部 長

北海道教育庁檜山教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年7月5日

1 入札に付する事項

北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ 一式 9台×1校（養護学校）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年9月2日（月）
- (4) 納 入 場 所 北海道今金高等養護学校
- (5) 契 約 期 間 平成14年9月2日から平成15年3月31日までとする。ただし、予算の範囲内で、平成19年8月31日を限度に契約期間を延長することが有り得る。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年7月5日（金）から18日（木）まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道教育庁檜山教育局企画総務課

4 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

契約条項を示す場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

北海道教育庁檜山教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道檜山合同庁舎講堂（別館4階）
平成14年7月31日（火）午前11時
- (2) 入 札 日 時

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道教育庁檜山教育局企画総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 8 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- 9 落札者の決定方法
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

- 10 契約書作成の要否
- 11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
電話番号 01395 - 2 - 1010 内線 3115

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道 人 事 委 員 会 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年七月五日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北 海 道 人 事 委 員 会 規 則 七 一 〇 一 七

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則七一四〇五)の一部を次のように改正する。

第二十一條第六項を次のように改める。

6 降格した職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する前降格後の最初の昇格に係る第一項又は第二項の規定の適用については、当該各号に定めるようにする。

一 降格後の給料月額を前降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額(同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額)次号において同じ。)に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における前昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が定める職員(第三号に掲げる職員を除く。)

第一項第一号中「昇格した日の前日」受けていた給料と同じ額の給料(同じ額の給料がないときは、前該給料の直近上位の額の給料)以下(以下「対応給料」という。)の「対応給料」として、並びに同項第三号及び第四号中「対応給料の二号俸上位の給料」とあるのは「対応給料」(前降格後の給料月額を特定と俸表に定める給料より下位の給料に決定された職員が特定と俸表に定める給料以上の給料月額から昇格する場合にあつては、「対応給料の一号俸上位の給料」とする)が、前降格後の給料月額を特定と俸表に定める給料以上の給料月額に決定された場合に限る。第二項第三号及び第四号中「対応給料の一号俸上位の給料」とあるのは「対応給料」とする。

一 降格後の給料月額を前降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び前降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が定める職員(前号又は次号に掲げる職員を除く。)

当該降格後の給料月額を特定と俸表に定める給料以上の給料月額に決定された場合に限る。第一項第三号及び第四号中「対応給料の二号俸上位の給料」とあるのは、「対応給料の一号俸上位の給料」とする。第二級以上十位の職務の級へ降格した職員、第一項第二号中「昇格した日の前日」受けていた給料と同じ額の給料(同じ額の給料がないときは、前該給料の直近上位の額の給料)

機。トノ工の機上をこし「検査機」をこす。の工機上位の機、をこす。回頭機
川即及び機回即「検査機」の機上位の機、をこす。採り置機、回機川即及び機
回即「検査機」の機上位の機、をこす。の工機上位の機、をこす。の工機上位の機、をこす。
の機上位の機、をこす。

機 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第59号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6
条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行っ
たので、同規則第9条第1項の規定により公示する。
平成14年7月5日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和
代表者の氏名	代表取締役 中島 潤
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CR・ラッキータワーZ
製造業者名	株式会社平和
型式試験番号	20027700
検定年月日	平成14年7月5日
検定番号	第20027700号
検定の有効期間	公示の日（平成14年7月5日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 石井 治夫
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番1
遊技機の種類	回胴式遊技機

型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ロイヤルセブンパー
製造業者名	高砂電器産業株式会社
型式試験番号	24025300
検定年月日	平成14年7月5日
検定番号	第24025300号
検定の有効期間	公示の日（平成14年7月5日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 石井 治夫
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番1
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	ロイヤルセブンパー-30
製造業者名	高砂電器産業株式会社
型式試験番号	24023600
検定年月日	平成14年7月5日
検定番号	第24023600号
検定の有効期間	公示の日（平成14年7月5日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリソピア
代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸
製造又は検査を行 う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 群馬県邑楽郡大泉町古海794番地54 神奈川県横浜市中央区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	アップルメイタソナイ
製造業者名	株式会社オリソピア
型式試験番号	24023700
検定年月日	平成14年7月5日
検定番号	第24023700号
検定の有効期間	公示の日（平成14年7月5日）から3年間

型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 アップルメイタソナイ
製造業者名	株式会社オリソピア
型式試験番号	24023700
検定年月日	平成14年7月5日
検定番号	第24023700号
検定の有効期間	公示の日（平成14年7月5日）から3年間

5	検査の有効期間	平成14年7月5日
	検査番号	第21030900号
型式の概要	型式名	CRスーパーファンブレード逆転V
	製造業者名	バルホン工業株式会社
型式の概要	型式試験番号	21030900
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
型式の区分	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRスーパーファンブレード逆転V
型式の概要	製造業者名	バルホン工業株式会社
	型式試験番号	22021600
6	検査の有効期間	平成14年7月5日
	検査番号	第21030500号
型式の概要	型式名	スーパードライバー炎の伝説
	製造業者名	バルホン工業株式会社
型式の区分	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	スーパードライバー炎の伝説
型式の概要	製造業者名	バルホン工業株式会社
	型式試験番号	21030500
7	検査の有効期間	平成14年7月5日
	検査番号	第21030500号
型式の概要	型式名	ぱちんこ遊技機
	製造業者名	バルホン工業株式会社
型式の区分	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号口
	型式名	CRぱちんこ遊技機
型式の概要	製造業者名	バルホン工業株式会社
	型式試験番号	22021600

8	検査の有効期間	平成14年7月5日
	検査番号	第22025800号
型式の概要	型式名	CRぱちんこ爆風王
	製造業者名	バルホン工業株式会社
型式の区分	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号口
	型式名	CRぱちんこ爆風王
型式の概要	製造業者名	バルホン工業株式会社
	型式試験番号	22025800
9	検査の有効期間	平成14年7月5日
	検査番号	第22025800号
型式の概要	型式名	東京都立川市上砂町5丁目13番地7
	製造業者名	株式会社アクト技研
型式の区分	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	パイカジ30
型式の概要	製造業者名	株式会社アクト技研
	型式試験番号	24013900
10	検査の有効期間	平成14年7月5日
	検査番号	第24013900号
型式の概要	型式名	回胴式遊技機
	製造業者名	株式会社アクト技研
型式の区分	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	回胴式遊技機
型式の概要	製造業者名	株式会社アクト技研
	型式試験番号	24013900

16	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRクリスタリア マルホン工業株式会社 20029100
	検定の有効期間	検定番号	平成14年7月5日 第20029100号
17	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRフューバーオンテッドGP 株式会社三共 20033000
	検定の有効期間	検定番号	平成14年7月5日 第20033000号
18	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRにゃんにゃんドリームN 株式会社藤商事 20030000
	検定の有効期間	検定番号	平成14年7月5日 第20030000号

検定年月日	平成14年7月5日
検定番号	第20030000号
検定の有効期間	公示の日(平成14年7月5日)から3年間

開催次第表

北海道警察本部告示第118号

次のとおり指名競争入札により落札者を決定した。
平成14年7月5日

北海道警察本部長 上原 美都男

- 落札に係る物品等の名称及び数量
警察官(男性)用夏服上衣長袖2,853着
警察官(男性)用夏服上衣半袖1,906着
落札を決定した日
平成14年6月11日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社丸井今井
(2) 住所 札幌市中央区南1条西2丁目11番地
- 落札金額
33,357,597円
- 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- 指名競争入札の公示
平成14年4月26日付け北海道警察本部告示第62号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリント
ト務
部海
株法
式制
会文
社書
社課
道